

## 農業機械化促進法を廃止する等の法律可決

平成 29 年 4 月 14 日(金)の参議院本会議で、農業機械化促進法を廃止する等の法律が、共産党を除く賛成多数で可決、成立した。同法は平成 30 年 4 月 1 日から施行され、農業機械化促進法は同日に廃止される。

良質かつ低廉な農業資材を供給していく観点から、時代のニーズに合わなくなっている同法で規定する型式検査制度と高性能農業機械の開発・導入制度は廃止する。

同法に規定されていた国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下、農研機構）の業務（適正機能や合理的価格を念頭にした農業機械開発、調査、安全性検査等）は、農研機構法に規定して継続実施する。

同法の廃止は、平成 28 年 11 月 29 日に政府が決定した「農業競争力強化プログラム」に従って実施されたものである。

### 1. 農業機械化促進法の概要

農業機械化促進法は、昭和 28 年、戦後の食糧増産という国家的命題のために作られた法律である。農機具の性能や安全性に係る国が定める基本方針に基づいて、高性能な農業機械等の計画的な試験研究、実用化の促進を軸として、同じく基本方針に基づく主要な農業機械については、適正導入に向けた下限面積の設定、農機具の性能や安全性に係る検査・鑑定制度等を定めたもので、制定以降、情勢の変化を踏まえて数次の改正を経て現在に至っている。

### 2. 廃止の趣旨

同法は、農業機械の導入の大幅拡大に寄与してきたが、近年、技術革新が速く、一定期間置きに審議会の意見を聴いて定める同法の基本方針において、そのたびに開発対象機種を位置付ける現行スキームでは迅速に機動的な対応が難しい。また、農業機械の製造技術が進展し、粗悪品等を排除するための型式検査によってその性能をチェック、指導する必要性が低下をしている。平成 16 年以降は、安全性に係る検査を除き検査実績が 1 件もない。

このため、農業機械化促進法に基づくスキームは社会的な必要性が低下していることから廃止する一方、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法を改正し、農業機械の研究開発及び安全性の検査を農研機構の業務として位置付けることで廃止の不備を補う。

以上

回覧

組合長	常勤役員	参事	関係部課長	係